

保医発 1227 第 5 号
令和 6 年 12 月 27 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う 留意事項の一部改正について

抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤である「ニボルマブ（遺伝子組換え）製剤（販売名：オプジー
ボ点滴静注 20mg、同点滴静注 100mg、同点滴静注 120mg 及び同点滴静注 240mg）」及び「ペ
ムブロリズマブ（遺伝子組換え）製剤（販売名：キイトルーダ点滴静注 100mg）」については、「抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項につ
いて」（平成 29 年 2 月 14 日付け保医発 0214 第 4 号。以下「抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤留意
事項通知」という。）において、保険適用上の取扱いに係る留意事項を通知しているところ
です。

今般、「ニボルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（尿路上皮癌、悪
性黒色腫、非小細胞肺癌、頭頸部癌、腎細胞癌、古典的ホジキンリンパ腫、胃癌、悪性胸膜
中皮腫、高頻度マイクロサテライト不安定性（MSI-High）を有する結腸・直腸癌、食道癌、
原発不明癌、悪性中皮腫（悪性胸膜中皮腫を除く）及び上皮系皮膚悪性腫瘍）の一部改正に
ついて」（別添 1：令和 6 年 12 月 27 日付け医薬品審査第 1 号厚生労働省医薬局医薬品
審査管理課長通知）及び「ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドラ
イン（子宮体癌）の一部改正について」（別添 2：令和 6 年 12 月 27 日付け医薬品審査第 2 号
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）のとおり、最適使用推進ガイドラインが
改訂されたことに伴い、本製剤に係る留意事項を下記のとおり改正するので、貴管下の保険
医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1. 抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤留意事項通知の記の 1 の(2)①、(3)①、(4)、(5)①、(6)①、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)及び(16)中、1)のエ「外来腫瘍化学療法診療料 1 又は外来腫瘍化学療法診療料 2」を「外来腫瘍化学療法診療料 1、外来腫瘍化学療法診療料 2 又は外来腫瘍化学療法診療料 3」に改める。
2. 抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤留意事項通知の記の 1 の(13)中の「尿路上皮癌における術後補助療法」を「尿路上皮癌における術後補助療法又は根治切除不能な尿路上皮癌」に、3)中の「本製剤の効能又は効果に関連する注意において、」を「尿路上皮癌における術後補助療法に用いる場合は、本製剤の効能又は効果に関連する注意において、」に改める。
3. 抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤留意事項通知の記の 2 の (12) 中の「がん化学療法後に増悪した切除不能な進行・再発の子宮体癌」を「進行・再発の子宮体癌」に改め、2)の次に次のように加える。
 - 3) 本製剤を他の抗悪性腫瘍剤と併用する場合、次に掲げる併用投与のうち、該当するもの（「併用投与ア」又は「併用投与イ」と記載）
 - ア レンバチニブメシル酸塩との併用投与（がん化学療法後に増悪した切除不能な進行・再発の子宮体癌の場合）
 - イ パクリタキセル及びカルボプラチントとの併用投与（化学療法歴のない進行・再発の子宮体癌の場合）

(参考：新旧対照表)

◎「抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用ガイドラインの策定について」(平成29年2月14日付け保医第0214第4号)
(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
1 オプジーボ点滴静注 20mg、同点滴静注 100mg、同点滴静注 120mg 及び同点滴静注 240mg	1 オプジーボ点滴静注 20mg、同点滴静注 100mg、同点滴静注 120mg 及び同点滴静注 240mg	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 悪性黒色腫</p> <p>① 本製剤を悪性黒色腫の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）</p> <p>ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院など）</p> <p>イ 特定機能病院</p> <p>ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）</p> <p>エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1、外来腫瘍化学療法診療料2又は外来腫瘍化学療法診療料3の施設基準に係る届出を行っている施設</p> <p>オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設</p>

		2) (略)
	②～③ (略)	
(3) 切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌		
① 本製剤を切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。		
1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）		
ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）	イ 特定機能病院	
イ 特定機能病院	ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）	
ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）	エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設	
エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2又は外来腫瘍化学療法診療料3の施設基準に係る届出を行っている施設	オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設	
オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設	2) (略)	
2) (略)	② (略)	
(4) 再発又は遠隔転移を有する頭頸部癌		
本製剤を再発又は遠隔転移を有する頭頸部癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。		
1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から	(4) 再発又は遠隔転移を有する頭頸部癌	
(3) 切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌	① 本製剤を切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	
1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）	ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）	
ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）	イ 特定機能病院	
イ 特定機能病院	ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）	
ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）	エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設	
エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2又は外来腫瘍化学療法診療料3の施設基準に係る届出を行っている施設	オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設	
オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設	2) (略)	
2) (略)	② (略)	
(4) 再発又は遠隔転移を有する頭頸部癌		
本製剤を再発又は遠隔転移を有する頭頸部癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。		
1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から	(4) 再発又は遠隔転移を有する頭頸部癌	

「施設要件才」までのうち該当するものを記載)

- ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院など）
- イ 特定機能病院
- ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携拠点病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）

エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1、外来腫瘍化学療法診療料2又は外来腫瘍化学療法診療料3の施設基準に係る届出を行っている施設

オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設

2) (略)

- (5) 根治切除不能又は転移性の腎細胞癌
- ① 本製剤を根治切除不能又は転移性の腎細胞癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
 - 1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件才」までのうち該当するものを記載）
 - ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）
 - イ 特定機能病院

- ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携拠点病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）

「施設要件才」までのうち該当するものを記載）

- ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）
- イ 特定機能病院
- ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携拠点病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）

エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設

オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設

2) (略)

- (5) 根治切除不能又は転移性の腎細胞癌
- ① 本製剤を根治切除不能又は転移性の腎細胞癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
 - 1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件才」までのうち該当するものを記載）
 - ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）
 - イ 特定機能病院

- ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携拠点病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）

ど)

エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1、外
来腫瘍化学療法診療料2又は外来腫瘍化学療法診療料3の
施設基準に係る届出を行っている施設

オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っ
ている施設

2) (略)

②～③ (略)

(6) 再発又は難治性の古典的ホジキンリンパ腫

① 本製剤を再発又は難治性の古典的ホジキンリンパ腫の治療に
用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載するこ
と。

1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から
「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）
ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府
県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域
がん診療病院、小児がん拠点病院、小児がん連携病院など）
イ 特定機能病院
ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携
指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院な
ど）

エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1、外
来腫瘍化学療法診療料2又は外来腫瘍化学療法診療料3の
施設基準に係る届出を行っている施設

オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っ
ている施設

ど)

エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は
外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行って
いる施設

オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っ
ている施設

2) (略)

②～③ (略)

(6) 再発又は難治性の古典的ホジキンリンパ腫

① 本製剤を再発又は難治性の古典的ホジキンリンパ腫の治療に
用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載するこ
と。

1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から
「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）
ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府
県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域
がん診療病院、小児がん拠点病院、小児がん連携病院など）
イ 特定機能病院
ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携
指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院な
ど）

エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は
外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行って
いる施設

オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っ
ている施設

		て いる 施 設
2)	(略)	
②	(略)	
(7)	治 愈 切 除 不 能 な 進 行 ・ 再 発 の 胃 癌	
	本 製 剤 を 治 愈 切 除 不 能 な 進 行 ・ 再 発 の 胃 癌 の 治 療 に 用 い る 場 合 は 、 次 の 事 項 を 診 療 報 酬 収 紛 細 書 の 摘 要 欄 に 記 載 す る こ と 。	
1)	次 に 掲 げ る 施 設 の う ち 、 該 当 す る も の 「 「 施 設 要 件 ア 」 か ら 「 施 設 要 件 オ 」 ま で の う ち 該 当 す る も の を 記 載)	
ア	厚 生 労 働 大 臣 が 指 定 す る が ん 診 療 連 携 抱 点 病 院 等 (都 道 府 県 が ん 診 療 連 携 抱 点 病 院 、 地 域 が ん 診 療 連 携 抱 点 病 院 、 地 域 が ん 診 療 病 院 な ど)	
イ	特 定 機能 病 院	
ウ	都 道 府 県 知 事 が 指 定 す る が ん 診 療 連 携 病 院 (が ん 診 療 連 携 指 定 病 院 、 が ん 診 療 連 携 協 力 病 院 、 が ん 診 療 連 携 推 進 病 院 な ど)	
エ	外 来 化 学 療 法 室 を 設 置 し 、 外 来 肿 濡 化 学 療 法 診 療 料 1 _ 外 来 肿 濡 化 学 療 法 診 療 料 2 又 は 外 来 肿 濡 化 学 療 法 診 療 料 3 の 施 設 基 準 に 係 る 届 出 を 行 っ て い る 施 設	
オ	抗 悪 性 肿 濡 剤 处 方 管 理 加 算 の 施 設 基 準 に 係 る 届 出 を 行 つ て い る 施 設	
2) ~ 3)	(略)	
(8)	切 除 不 能 な 進 行 ・ 再 発 の 悪 性 胸 膜 中 皮 肿	
	本 製 剤 を 切 除 不 能 な 進 行 ・ 再 発 の 悪 性 胸 膜 中 皮 肿 の 治 療 に 用 い る 場 合 は 、 次 の 事 項 を 診 療 報 酬 収 紛 細 書 の 摘 要 欄 に 記 載 す る こ と 。	
1)	次 に 掲 げ る 施 設 の う ち 、 該 当 す る も の 「 「 施 設 要 件 ア 」 か ら 「 施 設 要 件 オ 」 ま で の う ち 該 当 す る も の を 記 載)	
2) (略)		
(7)	治 愈 切 除 不 能 な 進 行 ・ 再 発 の 胃 癌	
	本 製 剤 を 治 愈 切 除 不 能 な 進 行 ・ 再 発 の 胃 癌 の 治 療 に 用 い る 場 合 は 、 次 の 事 項 を 診 療 報 酬 収 紛 細 書 の 摘 要 欄 に 記 載 す る こ と 。	
1)	次 に 掲 げ る 施 設 の う ち 、 該 当 す る も の 「 「 施 設 要 件 ア 」 か ら 「 施 設 要 件 オ 」 ま で の う ち 該 当 す る も の を 記 載)	
ア	厚 生 労 働 大 臣 が 指 定 す る が ん 診 療 連 携 抱 点 病 院 等 (都 道 府 県 が ん 診 療 連 携 抱 点 痘 院 、 地 域 が ん 診 療 連 携 抱 点 痘 院 、 地 域 が ん 診 療 痘 院 な ど)	
イ	特 定 機能 病 院	
ウ	都 道 府 県 知 事 が 指 定 す る が ん 診 療 連 携 痘 院 (が ん 診 療 連 携 指 定 痘 院 、 が ん 診 療 連 携 协 力 痘 院 、 が ん 診 療 連 携 推 進 痘 院 な ど)	
エ	外 来 化 学 痘 法 室 を 設 置 し 、 外 来 肿 濡 化 学 痘 法 診 瘡 料 1 _ 外 来 肿 濡 化 学 痘 法 診 瘡 料 2 又 は 外 来 肿 濡 化 学 痘 法 診 瘡 料 3 の 施 設 基 準 に 係 る 届 出 を 行 っ て い る 施 設	
オ	抗 悪 性 肿 濡 剤 处 方 管 理 加 算 の 施 設 基 準 に 係 る 届 出 を 行 つ て い る 施 設	
2) (略)		
(8)	切 除 不 能 な 進 行 ・ 再 発 の 悪 性 胸 膜 中 皮 肿	
	本 製 剤 を 切 除 不 能 な 進 行 ・ 再 発 の 悪 性 胸 膜 中 皮 肿 の 治 療 に 用 い る 場 合 は 、 次 の 事 項 を 診 療 報 酬 収 紛 細 書 の 摘 要 欄 に 記 載 す る こ と 。	
1)	次 に 掲 げ る 施 設 の う ち 、 該 当 す る も の 「 「 施 設 要 件 ア 」 か ら 「 施 設 要 件 オ 」 ま で の う ち 該 当 す る も の を 記 載)	

「施設要件才」までのうち該当するものを記載)

- ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院など）
- イ 特定機能病院
- ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携拠点病院、がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）

- エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1、外来腫瘍化学療法診療料2又は外来腫瘍化学療法診療料3の施設基準に係る届出を行っている施設
- オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設

2) (略)

- (9) がん化学療法後に増悪した治癒切除不能な進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性(MSI-High)を有する結腸・直腸癌本製剤をがん化学療法後に増悪した治癒切除不能な進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性(MSI-High)を有する結腸・直腸癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- 1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件才」までのうち該当するものを記載）
 - ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）

「施設要件才」までのうち該当するものを記載）

- ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）
- イ 特定機能病院
- ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携拠点病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）

- エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設
- オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設

2) (略)

- (9) がん化学療法後に増悪した治癒切除不能な進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性(MSI-High)を有する結腸・直腸癌本製剤をがん化学療法後に増悪した治癒切除不能な進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性(MSI-High)を有する結腸・直腸癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
 - 1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件才」までのうち該当するものを記載）
 - ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）

- イ 特定機能病院
ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）
- エ 外来化学療法診療料を設置し、外来腫瘍化学療法治療料1、外来腫瘍化学療法治療料2又は外来腫瘍化学療法治療料3の施設基準に係る届出を行っている施設
オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設
- 2)～3) (略)
- (10) 根治切除不能な進行・再発の食道癌
本製剤を根治切除不能な進行・再発の食道癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）
ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）
- イ 特定機能病院
ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）
- エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1、外来腫瘍化学療法診療料2又は外来腫瘍化学療法治療料3の施設基準に係る届出を行っている施設

- イ 特定機能病院
ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）
- エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設
オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設
- 2)～3) (略)
- (10) 根治切除不能な進行・再発の食道癌
本製剤を根治切除不能な進行・再発の食道癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）
ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）
- イ 特定機能病院
ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）
- エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設

オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行つ ている施設	オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行つ ている施設		
2) (略)	2) (略)		
(11) 食道癌における術後補助療法 本製剤を食道癌における術後補助療法の治療に用いる場合は、 次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	(11) 食道癌における術後補助療法 本製剤を食道癌における術後補助療法の治療に用いる場合は、 次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。		
1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から 「施設要件オ」までのうち該当するものを記載） ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府 県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域 がん診療病院など） イ 特定機能病院 ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携 指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院な ど） エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1、外 来腫瘍化学療法診療料2又は外来腫瘍化学療法診療料3の 施設基準に係る届出を行つている施設	1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から 「施設要件オ」までのうち該当するものを記載） ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府 県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域 がん診療病院など） イ 特定機能病院 ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携 指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院な ど） エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は 外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行つて いる施設		
オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行つ ている施設	オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行つ ている施設		
2) (略)	2) (略)		
(12) 原発不明癌 本製剤を原発不明癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報 酬明細書の摘要欄に記載すること。	(12) 原発不明癌 本製剤を原発不明癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報 酬明細書の摘要欄に記載すること。		
1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から	1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から		

「施設要件才」までのうち該当するものを記載)

- ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院など）
イ 特定機能病院
ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携拠点病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）

エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1、外来腫瘍化学療法診療料2又は外来腫瘍化学療法診療料3の施設基準に係る届出を行っている施設
オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設

2)～3) (略)

(13) 尿路上皮癌における術後補助療法又は根治切除不能な尿路上皮癌

本製剤を尿路上皮癌における術後補助療法又は根治切除不能な尿路上皮癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- 1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件才」までのうち該当するものを記載）
ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、がん診療病院など）
イ 特定機能病院

「施設要件才」までのうち該当するものを記載）

- ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、がん診療病院など）
イ 特定機能病院

ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携拠点病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）

エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設
オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設

2)～3) (略)

(13) 尿路上皮癌における術後補助療法

本製剤を尿路上皮癌における術後補助療法の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- 1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件才」までのうち該当するものを記載）
ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、がん診療病院など）
イ 特定機能病院

- ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）
- エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1、外来腫瘍化学療法診療料2又は外来腫瘍化学療法診療料3の施設基準に係る届出を行っている施設
- オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設
- 2) (略)
- 3) 尿路上皮癌における術後補助療法に用いる場合は、本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「シスプラチナ等のプラチナ製剤による治療が可能な場合にはこれらの治療を優先すること」とされているので、本製剤をシスプラチナ等の白金系抗悪性腫瘍剤を含む術前補助療法歴のない患者に投与する場合は、本製剤を投与することとした理由
- (14) 非小細胞肺癌における術前補助療法
- 本製剤を非小細胞肺癌における術前補助療法に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）
- ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）
- イ 特定機能病院
- ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携

- ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）
- エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設
- オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設
- 2) (略)
- 3) 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「シスプラチナ等のプラチナ製剤による治療が可能な場合にはこれらの治療を優先すること」とされているので、本製剤をシスプラチナ等の白金系抗悪性腫瘍剤を含む術前補助療法歴のない患者に投与する場合は、本製剤を投与することとした理由
- (14) 非小細胞肺癌における術前補助療法
- 本製剤を非小細胞肺癌における術前補助療法に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）
- ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）
- イ 特定機能病院
- ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携

指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など)	(15) 悪性中皮腫（悪性胸膜中皮腫を除く） 本製剤を悪性中皮腫（悪性胸膜中皮腫を除く）の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載） ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院など）
イ 特定機能病院 ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）	エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1、外来腫瘍化学療法診療料2又は外来腫瘍化学療法診療料3の施設基準に係る届出を行っている施設 オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設
（15） 悪性中皮腫（悪性胸膜中皮腫を除く） 本製剤を悪性中皮腫（悪性胸膜中皮腫を除く）の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載） ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院など）	

指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など)	2) (略)
エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1、外来腫瘍化学療法診療料2又は外来腫瘍化学療法診療料3の施設基準に係る届出を行っている施設 オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設	(15) 悪性中皮腫（悪性胸膜中皮腫を除く） 本製剤を悪性中皮腫（悪性胸膜中皮腫を除く）の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載） ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院など）
（15） 悪性中皮腫（悪性胸膜中皮腫を除く） 本製剤を悪性中皮腫（悪性胸膜中皮腫を除く）の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載） ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院など）	イ 特定機能病院 ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）
（15） 悪性中皮腫（悪性胸膜中皮腫を除く） 本製剤を悪性中皮腫（悪性胸膜中皮腫を除く）の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載） ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院など）	エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1、外来腫瘍化学療法診療料2又は外来腫瘍化学療法診療料3の施設基準に係る届出を行っている施設 オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設

2) (略)			
(16) 根治切除不能な進行・再発の上皮系皮膚悪性腫瘍 本製剤を根治切除不能な進行・再発の上皮系皮膚悪性腫瘍の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	2) (略) (16) 根治切除不能な進行・再発の上皮系皮膚悪性腫瘍 本製剤を根治切除不能な進行・再発の上皮系皮膚悪性腫瘍の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載） ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など） イ 特定機能病院 ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など） エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2又は外来腫瘍化学療法診療料3の施設基準に係る届出を行っている施設 オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設	1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載） ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など） イ 特定機能病院 ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など） エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設 オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設
1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載） ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など） イ 特定機能病院 ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など） エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2又は外来腫瘍化学療法診療料3の施設基準に係る届出を行っている施設 オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設	2) (略) 2 キイトルーダ点滴静注 100mg (1)～(11) (略) (12) 進行・再発の子宮体癌 本製剤を進行・再発の子宮体癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	2) (略) 2 キイトルーダ点滴静注 100mg (1)～(11) (略) (12) がん化学療法後に増悪した切除不能な進行・再発の子宮体癌 本製剤をがん化学療法後に増悪した切除不能な進行・再発の子宮体癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。	

欄に記載すること。

1)～2) (略)

(新設)

3) 本製剤を他の抗悪性腫瘍剤と併用する場合、次に掲げる併用投与のうち、該当するもの（「併用投与ア」又は「併用投与イ」と記載）

ア レンバチニブメシル酸塩との併用投与（がん化学療法後に増悪した切除不能な進行・再発の子宮体癌の場合）

イ パクリタキセル及びカルボプラチンとの併用投与（化学療法整のない進行・再発の子宮体癌の場合）

(13)～(21) (略) (13)～(21) (略)

(以下略)